参考様式第１号（１■現地調査（２）関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　様

○○市（町村）長　○○　○○　　印

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく立入調査の実施について（通知）

貴殿の所有（管理）する下記物件（建築物又はそれに付属する工作物及びその敷地を含む。以下同じ。）について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第９条第２項の規定に基づく立入調査を下記のとおり実施しますので、同条第３項の規定により通知します。

なお、本通知は貴殿を含む当該物件の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）*全員（のうち、確知された○名）*の方にお送りしています。

記

１　対象となる物件

　　所在地

　　用　途

２　立入調査実施日時　　平成　　年　　月　　日　　　　時　　分～　　時　　分

３　実施の理由

　　例）外観目視調査により家屋の傾斜等が確認され、法第２条第２項の「特定空家等」に該当する可能性があると考えられるが、当該家屋の倒壊等の危険性について、さらに詳しく調査する必要があるため。

４　所有者等の立会等

　　この立入調査を実施するにあたり、所有者等の方の立会をお願いしたいので、お手数ですが下記お問合せ先担当者までご連絡ください。なお、所有者等の方の立会がない場合でも立入調査は実施します。

また、この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、法第１６条第２項の規定により２０万円以下の過料に処すると定められています。

立入調査の実施にあたり所有者等の同意及び立会は法律上必要ないが、立ち会わせるのが望ましい。所有者等から明確な拒否の意思表示があった場合は実施できない。

本件に関するお問合せ

　　○○部○○課○○係

　　　担　当　○○

　　　ＴＥＬ　○○○－○○○－○○○○

　　　ＦＡＸ　○○○－○○○－○○○○

　　　Ｅmail　　　　　@

参考様式第２号（３（１）関係）

第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　様

○○市（町村）長　○○　○○　　印

特定空家等に係る改善措置について（指導）

貴殿の所有（管理）する下記空家等（建築物又はそれに付属する工作物及びその敷地を含む。以下同じ。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に定める「特定空家等」に該当すると認められることから、法第１４条第１項の規定に基づき、下記のとおり改善のための措置をとるよう指導します。

なお、本通知は貴殿を含む当該空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）*全員（のうち、確知された○名）*の方にお送りしています。

記

１　対象となる空家等

　　所在地

　　用　途

２　指導に係る措置の内容

　　例）建物南側２階の外壁材及びベランダが脱落しないよう補修又は除却すること。

３　指導に至った事由

　　※当該特定空家等の状態、周辺にどのような悪影響をもたらしているか等について、できるだけ詳しく記載する。

例）外壁材及びバルコニーが腐食により脱落して隣家の住民及び前面道路の通行人に危害が及ぶ危険性があり、法第２条第２項の「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」に該当すると認められるため。

各自治体の組織に応じて、然るべき職にある者を責任者に定める。

４　責任者　職・氏名　　課長　○○　○○

５　その他

⑴　上記２に示す措置を実施した場合は、遅滞なく書面により報告すること。

⑵　上記２に示す措置を実施しなかった場合、法第１４条第２項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。同項の勧告を受けた特定空家等に係る敷地については、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４９条の３の２又は同法第７０２条の３の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の対象から除外されることとなります。

本件に関するお問合せ

⑵の事項は、勧告を見据えた指導を行う場合に記載。

　　○○部○○課○○係

　　　担　当　○○

　　　ＴＥＬ　○○○－○○○－○○○○

　　　ＦＡＸ　○○○－○○○－○○○○

　　　Ｅmail　　　　　@

空き家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（特定空家等に対する措置）

第十四条　市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

２　市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

地方税法（抜粋）

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九条の三の二　専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第十二項を除く。）の規定の適用を受けるもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法 （平成二十六年法律第百二十七号）第十四条第二項の規定により所有者等（同法第三条 に規定する所有者等をいう。）に対し勧告がされた同法第二条第二項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十二項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

２　住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、前条第十二項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

一 　住宅用地でその面積が二百平方メートル以下であるもの　当該住宅用地

二 　住宅用地でその面積が二百平方メートルを超えるもの　当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの数（以下この条及び第三百八十四条第一項において「住居の数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

（住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例）

第七百二条の三　第三百四十九条の三の二第一項又は第三百四十九条の三の三第一項（同条第二項において準用する場合及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

２　第三百四十九条の三の二第二項の規定又は第三百四十九条の三の三第一項の規定により読み替えて適用される第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

参考様式第３号（３（２）関係）

あて先を誰にするかは各自治体の判断による。

平成　　年　　月　　日

　○○市（町村）長あて

この様式は、指導のほか勧告、命令、代執行に係る戒告の段階で所有者等が措置を講じた場合にも必要に応じて使用する。

氏　　名　○○　○○　　　　　㊞

住　　所

電話番号

（複数人の場合は代表者のみ又は連名でも可）

特定空家等に係る改善措置について（報告）

平成　　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で指導（勧告・命令・戒告）を受けたことについて、下記のとおり措置を実施したので報告します。

記

１　対象となる空家等

　　所在地

　　用　途

２　実施した措置の内容

　　（どの部分を、どのように改善したか、詳しく記載すること。）

３　写真及び図面等

（作業の様子及び改善後の写真を添付すること。必要に応じて図面等を添付すること。）

※その他、空家等の管理、処分等について特筆すべき事項があれば記載する。